

第2回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月26日(月) 13時50分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 14人

会長 1番 内海 武博

会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則

4番 日南田貴美 5番 宮丸 和也 6番 安井 弘之

7番 鈴木 義昭 8番 石井 裕士 9番 島津 健治

10番 上野 悟 11番 桜井 陽子 12番 得納 逸二

13番 立石 浩一 14番 兼国 幸秀

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 なし

5. 議事録署名委員の指名 13番 立石 浩一 5番 宮丸 和也

6. 議事日程

第1 付議事項

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について(3件6筆)

議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について(2件2筆)

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について(1件1筆)

議案第9号 農地法第4条の規定による事業計画変更承認申請について
(1件2筆)

議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利
用集積計画について(利用権設定)

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業
の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用集積
計画について(一括方式)

第2 協議事項

(1) 令和6年度 農業委員会活動計画(案)について

(2) 令和6年度 農作業標準料金(案)について

第3 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 農地法第3条の3の規定による届出書について

(3) 非農地証明申請について(6件6筆)

(4) 農地台帳への登録について(5件7筆)

(5) 農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)

(6) 農業相談について

第4 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 垣内賢司・係長 城西隆志・主査 鶴田知子

8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課産業振興係 年宗 誠

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容（議長 1 番 内海 武博）

（開会 14 時 05 分）

事務局 はい、すみません。これから総会の方、開会いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。では会長、挨拶をお願いします。

会長 （会長挨拶：省略）

議長 はい、それでは第 2 回農業委員会総会を開会いたします。現在の在任委員は 14 人で、本日の出席委員は 14 人です。世羅町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立いたします。本日の総会議事録署名者は、13 番立石浩一委員さん、5 番宮丸和也委員さんをお願いをいたします。

（報告事項）

議長 それでは、付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項（1）「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 報告事項（1）「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」 21 件
（付議事項）

議長 次に、付議事項に入ります。推進委員は 1 名のみ入室していただき、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思いますのでよろしくお願いします。また、報告が終わられた推進委員の方には、お帰りいただくこととします。よろしくお願いいたします。

（議案第 7 号）

議長 続きまして、議案第 7 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」（2 件 2 筆）を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。（推進委員入室）

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 15 ページをご覧ください。議案第 7 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。（以下議案集により朗読説明）

（議案第 7 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」）の内容

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	種別等
■■■■■	畑 1 筆 147 m ²	来客用ピザ釜等 （追認） （始末書提出）	小迫 田丸 中村	第 2 種農地 農用地区域外
■■■■■	畑 1 筆 97 m ²	来客用駐車場 （追認） （始末書提出）	小迫 田丸 中村	第 2 種農地 農用地区域外

事務局 （議案集により 1 件目及び 2 件目について朗読説明。）

議長 はい、1 件目・2 件目について小迫委員さんより報告をお願いします。

小迫委員 はい、小迫の方から報告します。2月18日に田丸委員と中村委員とで3名で現地調査を致しました。写真にも載っているように、1件目は、ピザ釜を家の前に設置されたということですが、これは、15年前にこの土地を購入されたようですが、購入時はですね、畑でなくて、植木を植えたりして庭になっていたようです。その後、周りに石が非常に多く出たので、石の処分も併せてですね、ピザ釜を設置したということでございました。確認票の8項目についてはですね、問題はないと思います。次に2件目は駐車場でございますが、これは、15年前に購入した時はですね、既に平地のような状態になっておったということであります。聞き取りをいたしましたけど、その後、舗装をして、整備したということでございました。確認票の8項目についてもですね、問題はないと確認いたしました。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。（推進委員退室）

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

（議案第6号）

議長 それでは、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」3件6筆を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。（推進委員入室）

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集1ページをご覧ください。議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。（以下議案集により朗読説明）

（議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容）

譲受人	譲渡人	理由（渡・受入）	現地調査委員	現況地目	地積
■	■	（渡）高齢で耕作困難となり、後継者もないため。 （受）自宅から近く耕作に便利のため	小池栄 小池要 松田	田4筆	2683㎡
■	■	（渡）生前贈与 （受）贈与を受け、法人の構成員となるため。 （（農）■の構成員予定・利用権継続）	柳島 宮迫	田1筆	3,558㎡

		(渡)体の調子が悪く農業が出来ないため。	井上		
		(受)譲渡人からの依頼もあり、役員で勤務している農事組合法人の近隣の農地であるため	若山 面田	田 1 筆	1,761 m ²

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。)

議長 はい、1 件目について小池栄治委員さんより報告をお願いします。

小池栄委員 はい、2 月 16 日の 10 時に現地調査委員の 3 名で、現地確認をしました。申請地については、作付けはされていませんでしたが、草刈管理がされていました。その他、特に気になる点はございません。以上、確認した事を報告します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 2 件目について朗読説明。) こちらの方につきましては、
が の構成員予定ということもごございますので利用権
継続の方になります。こちらにつきましては、 の法人の方から誓約
書を法人の構成員となる予定の誓約書等をいただいておりますし、法人で決議
されない場合には、第 3 条の取り消し願を提出するという事で、書類等出し
ていただいております。

議長 はい、2 件目について柳島委員さんより報告をお願いします。

柳島委員 失礼します。申請の土地につきまして、2 月 20 日 15 時より、私、宮迫委員の 2 名で現地調査を実施いたしました。この農地については、水稻の作付けがされておる農地であります。管理についても適切に実施がされておりましたのでご報告いたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 3 件目について朗読説明。)

議長 はい、3 件目について井上委員さんより報告をお願いします。

井上委員 はい、井上です。案件について説明します。2月17日の9時に現地調査委員3名で現地を確認しました。申請地については、麦が作付けされておりました。申請地については、草刈管理がされておりました。その他、特に気になる点はありません。以上、確認したことを報告します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。（推進委員退室）

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

（議案第8号）

議長 続きまして、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」（1件1筆）を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。（推進委員入室）

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集32ページをご覧ください。議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。（以下議案集により朗読説明）

（議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」）の内容

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備考
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田1筆 465㎡	店舗（飲食店）用 駐車場	井上 若山 面田	第2種農地 農用地区域外

事務局からは以上です。

事務局 （議案集により1件目について朗読説明。）

議長 はい、1件目について井上委員さんより報告をお願いします。

井上委員 はい。2月17日の9時頃に、現地調査委員3名で現地確認をしました。申請地は宅地に隣接しており、高低差が30cmあります。そこを平らにするため、真砂土を盛ります。土砂の流出防除について、そして、宅地と道路に挟まれており、特に被害が生じるおそれはありません。周辺農地の日照や通風においても特に影響はでません。用水は必要としません。雨水は隣接している町道沿いのU字工の水路に放出します。汚水は発生しません。以上確認した事を報告します。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。（推進委員退室）

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 9 号)

議長 続きまして、議案第 9 号「農地法第 4 条の規定による事業計画変更承認申請について」(1 件 2 筆)を議題といたします。

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 41 ページをご覧ください。議案第 9 号「農地法第 4 条の規定による事業計画変更承認申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 9 号「農地法第 4 条の規定による事業計画変更承認申請について」)の内容

申請人	当該農地	転用目的及び転用を必要とする理由	議案の内容	変更理由
■■■■■	■■■■■ 田 1 筆 雑種地 1 筆 合計 2 筆 1,975 m ²	太陽光パネル設置	平成 28 年 9 月 26 日開催 平成 28 年第 9 回総会議案第 55 号 審議結果 許可妥当 平成 28 年 9 月 28 日付指令世農第 163 号で許可	申請及び許可時には資金があったが、病気により入院等したため、資金の確保が出来ず断念し、現在の状況となった。(許可を受けた■■■■■は、一部、パネル配置を変更し地目変更登記をしている。■■■■■は、事業が実施できていない。今後は、農地として活用する予定。)

事務局からは以上です。

事務局 変更の内容に付きましては、2 筆の内 1 筆につきましては農地として引き続き利用し、1 筆についてパネル配置変更し行うものでございます。

(以下、議案集により朗読説明。)

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、6 番委員さん。

6 番 この変更というのについて、分らんことを聞きたいんですが、田圃と雑種地へ、両方へ太陽光パネルをやる様になっったのを田圃をやめたいということになるんですか。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、すみません。どちらも農地の上に、太陽光発電への転用ということで、一旦、許可が出ておりまして台帳上、登記簿謄本の方も■■■■■については、既に転用通り、事業計画通り内容は少し変更されておりますが、台帳も雑種地、現状も雑種地ということになっております。それでもう 1 筆の■■■■■

■については、事業計画通り実施されていなかったなので、この度、変更届を出されて、農地として活用されるということで、こちらの方につきましては登記台帳等はまだ田圃、農地のままでございますので、引き続き農業委員会での台帳でも台帳田、現状田、そして今後はそう扱うことになります。以上です。

議長 よろしいですか。

6 番 だから、■というのは、農地が、計画がなくなったということですね。

事務局 はい、事業計画変更でなくなった、転用しないということです。

6 番 はい、分かりました。ありがとうございました。

議長 ほかにありませんか。

議長 よろしいですか。

議長 はい、質疑がないので採決いたします。申請通り承認するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい。全員挙手により、申請どおり承認するものとして取り扱います。

（議案第 10 号）

議長 続きまして、議案第 10 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について（利用権設定）」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。この件について世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 失礼いたします。産業振興課の年宗でございます。それでは、別冊議案第 10 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の作成について」ご説明させていただきます。2 ページをお開きください。（以下 1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について、農用地利用集積計画（利用権設定）の集計を概略説明）。

甲山地区 6 筆 12,176 m² 世羅地区 20 筆 32,160 m²

世羅西地区 7 筆 12,375 m² 合 計 33 筆 56,711 m²

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、それでは、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

（議案第 11 号）

議長 続きまして、議案第 11 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定による農用地利用集積計画について（一括方式）」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 はい、続いて、別冊議案第 11 号「農用地利用集積計画（一括方式）の作成について」農地中間管理機構を通じた契約の集積となります。2 ページをお開きください。（以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について、

農用地利用集積計画（一括方式）の集計を概略説明）。

甲山地区 17 筆 30,748 ㎡ 世羅地区 30 筆 44,728 ㎡
世羅西地区 18 筆 21,302 ㎡ 合 計 65 筆 96,778 ㎡

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。
議長 ありませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで協議事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。折元副会長、よろしくお願いします。

（議長交代 3 番 折元 文則）（14 時 42 分）

（協議事項）

議長 それでは、協議事項（1）「令和 6 年度 農業委員会活動計画（案）について」事務局の説明を求めます。

事務局 協議事項（1）「令和 6 年度 農業委員会活動計画（案）について」説明。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 はい、それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 はい、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

議長 続いて、協議事項（2）「令和 6 年度 農作業標準料金（案）について」事務局の説明を求めます。

事務局 協議事項（2）「令和 6 年度 農作業標準料金（案）について」説明。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 はい、5 番。

5 番 はい、5 番宮丸です。この、農作業標準料金については、今日、農業委員会
で可決したら、住民に対しては広報で周知されるんですか。すみません。願
いします。

事務局 はい、そうですね。この度、農業委員会で協議していただいて、妥当と判断
していただきましたら、例年 4 月の町広報へ挙げさせていただく準備をさせ
ていただきまして、4 月の町広報に掲載をさせていただく予定となっております。

5 番 はい、ありがとうございました。

議長 はい、ほかにありますでしょうか。

議長 はい、14 番。

14 番 はい、14 番兼国ですが、1 件聞かせて下さい。一般農作業のですね、時間
が 1,000 円になっていますね。8 時間ですから日額 8,000 円というのは、分
かるんですが、平均が 1,000 円なのか、例えば、よそでは 1,100 円とかいう

のが分かれば、うちは 1,000 円出してるんですが、よそがどうかと思って、
聞いてるんですが。会長さんとは 1,200 円ぐらいと聞いたんですけど。

会長 1,100 円になりました。

2 番 あくまでも基準ですから。

14 番 そうなんです。

2 番 色々あると思うんです。

14 番 そこらが分かる、分かればということで、900 円位があるのか。今は 1,000 円が最低。農作業の県の最低賃金は 10 月 1 日に 970 円になったんですよ。それ以上はないと困るんだと思うんですが。それ以下というものもあるんですか。970 円以下。

2 番 聞いたことがない。

14 番 分からなければいいです。

2 番 1,200 円というところもある。

14 番 1,200 円？1,200 円が一番高い。わかりました。

議長 はい、ほかにありますでしょうか。

議長 はい、それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 はい、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

(報告事項)

議長 続いて報告事項に移らせていただきます。報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「農地法第3条の3の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(2)「農地法第3条の3の規定による届出書について」 11 件

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(3)「非農地証明申請について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(3)「非農地証明申請について」 6 件 6 筆

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(4)「農地台帳への登録について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(4)「農地台帳への登録について」 5 件 7 筆

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 はい、暫時休憩いたします。時間は 15 時 10 分までといたします。

(休憩 15 時 06 分)

議長 はい、それでは休憩を閉じ、会議を再開します。 (再開 15 時 10 分)

議長 それでは、報告事項(5)「農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(5)「農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)」 1 件

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(6)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（６）「農業相談について」 なし

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。

（連絡事項）

議長 はい、それでは、連絡事項（１）「今後の日程」について事務局から連絡をお願いします。

事務局 連絡事項（１）「今後の日程」 連絡。
以上です。

議長 はい、そのほか、事務局から何かありますでしょうか。

事務局 ・当日資料について
・広島県指定農地中間管理機構 令和６年１月作成資料について説明。

議長 ほかに、ございますでしょうか。

議長 はい、ありがとうございました。これを持ちまして第２回世羅町農業委員会総会を終了いたします。

（閉会 15 時 21 分）